

社会福祉法人浄華福社会定款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第 2 種社会福祉事業

- (1) 保育所の経営
- (2) 一時預かり事業の経営
- (3) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人浄華福社会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を岐阜県大垣市貝曾根町 1 6 6 番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
- (2) 監事 2 名

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

- 第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

- 第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、理事会において選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを召集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを召集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって欠席の理由及び理事会に付

議される事項についての意思を表示した者は、出席者をみなす。

- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び大垣市長に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、ひつようがあると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 岐阜県大垣市貝曾根町字稲荷 1 6 6 番地、1 6 7 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建 宝林保育園 園舎 1 棟 (8 4 8 . 9 4 m²)
 - (2) 同上所在のコンクリートブロック造陸屋根平屋建 ポンプ室 1 棟 (3 . 1 5 m²)
 - (3) 岐阜県大垣市開発町 5 丁目 6 5 8 番地 1 所在の木造スレート葺二階建 木の花保育園 園舎 1 棟 (9 9 6 . 8 7 m²)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 1 4 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、大垣市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大垣市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 1 5 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 1 6 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 1 7 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 1 8 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の

認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大垣市長の認可を受けなければならない。

第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第 25 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、大垣市長の認可(社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大垣市長に届け出なければならない。

第 6 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 26 条 この法人の公告は、社会福祉法人浄華福祉会の掲示場に掲示するとともに、岐阜新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 27 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	林 顕 秀
理 事	林 恵 美
理 事	山 田 訖 雄
理 事	川 合 源 一
理 事	小 倉 満
理 事	田 中 良 幸
監 事	末 守 信 吉
監 事	安 田 清 博

附則

この定款は、昭和 50 年 8 月 13 日から施行する。

この定款は、平成 3 年 1 月 17 日から施行する。

(第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条～13 条、第 16 条、第 22 条、第 23 条変更)

この定款は、平成7年8月7日から施行する。

(第1条、第3条、第5条、第9条～第25条変更)

この定款は、平成11年3月31日から施行する。

(第9条、第17条、第18条変更)

この定款は、平成15年3月31日から施行する。

(第1条、第3条、第5条～第27条変更)

この定款は、平成18年2月1日から施行する。(第1条変更)

この定款は、平成19年2月1日から施行する。

(第3条、第9条、第13条、第14条、第25条変更)

この定款は、平成21年5月26日から施行する。(第1条、第13条変更)

この定款は、平成25年12月21日から施行する。

(第11条、第14条、第24条、第25条変更)

社会福祉法人浄華福社会定款施行細則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人浄華福社会（以下「法人」という。）定款第 27 条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 理事会

(議決事項)

第 2 条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他重要な契約
- (11) 寄付金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (15) その他法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第 3 条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果

(2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況。）

(3) 法人定款第9条の規定により理事長が専決した事項

(4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第4条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって召集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第6条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

4 作成した議事録は、次回の理事会で各理事に供覧するものとする。

(欠席理事への報告)

第7条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第3章 監事

(監査の実施)

第8条 法人定款第11条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査の他必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、予め、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第 9 条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するものとする。

第 4 章 役員を選任

(選任手続き)

第 10 条 理事長は、役員任期満了直前の理事会において、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。

3 理事長は、理事会の同意を得た上で、選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。

4 委嘱状を交付された役員は、14日以内に就任承諾書を理事長宛に提出しなければならない。

(中途退任)

第 11 条 役員は、やむを得ない事由により人気途中で退任しようとするときは、予め理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 12 条 役員欠員補充については、第 10 条の規定を準用する。

(役員名簿)

第 13 条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第 5 章 事務の専決

(事務の専決)

第 14 条 理事長または施設長が専決することのできる事項は、別表 1 のとおりとする。

(専決の報告)

第15条 理事長または施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

附則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

<別表1>

I 理事長専決事項

- (1) 職員（施設長及び非常勤職員を除く）の任免に関する事
- (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (4) 工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの
- (6) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関するもの
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 寄付金の受入に関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- (9) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- (10) 施設長の服務に関する諸願の許可又は承認に関する事
- (11) 職員の昇給・昇格に関する事
- (12) 各種証明書の交付に関する事
- (13) 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）

II 施設長専決事項

- (1) 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- (2) 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- (3) 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- (4) 所属職員の服務に関する諸願の許可又は承認に関する事
- (5) 非常勤職員の任免に関する事
- (6) 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
- (7) 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上され

た1件の予算執行額が100万円未満の契約を締結すること

- (8) 収入（寄付金を除く）事務に関すること
- (9) 利用者の預かり金の管理に関すること
- (10) 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項に限る）
- (11) その他定例又は軽易な事項